

介護老人保健施設 人員・施設・設備基準

	従来の介護老人保健施設	小規模介護老人保健施設		
		サテライト型小規模介護老人保健施設	医療機関併設型小規模介護老人保健施設	
	—	同一法人による介護老人保健施設、病院、診療所と密接な連携（自動車等で20分以内等）を確保する	病院又は、診療所と同一敷地内にあるか、又は隣接する	
<b>1 入所定員</b>	—	29人以下	29人以下	
<b>2 人員</b>	医師	・常勤1以上 ・常勤換算方法で、入所者数を100で除して得た数以上	・本体施設の医師による管理が可能であれば配置不要	・併設医療機関の医師による管理が可能であれば配置不要
	薬剤師	・入所者を300で除した数以上を標準		
	看護師、準看護師及び介護職員	・常勤換算方法で、入所者数が3又はその端数を増すごとに1以上 ・看護職員と介護職員の比率は2：5を標準		
	支援相談員	・1以上 ・入所者数が100以上は常勤1人に加え、常勤換算で、100を超える分を100で除した得た数	・本体施設の支援相談員によるサービスの提供が適切に行われていれば配置不要	・サービス提供が適切に行われると認められれば実情に応じた適当数でよい
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	・常勤換算方法で、入所者数を100で除した数以上	・本体施設（介護老人保健施設に限る）の理学療法士又は作業療法士により適切なサービス提供が行われると認められれば配置不要	・併設医療機関の理学療法士又は作業療法士により適切なサービス提供が行われると認められれば配置不要
	栄養士	・入所定員100以上の施設にあつては常勤職員1名必要 ・ただし同一敷地内にある病院等の栄養士により業務に支障がなければ配置不要 ・100人未満の施設では努力義務	・本体施設（介護老人保健施設及び病床数100以上の病院に限る）の栄養士により適切なサービスの提供が行われると認められれば配置不要	・併設医療機関の栄養士により適切なサービスの提供が行われると認められれば配置不要
	介護支援専門員	・常勤1以上 ・入所者数が100又はその端数を増すごとに1を標準	・本体施設の介護支援専門員により適切にサービス提供が行われると認められれば配置不要	・サービス提供が適切に行われると認められれば実情に応じた適当数でよい
調理員 事務員	・実情に応じた適当数。 ・兼務、業務委託可			

	従来の介護老人保健施設	小規模介護老人保健施設	
		サテライト型小規模介護老人保健施設	医療機関併設型小規模介護老人保健施設
	—	同一法人による介護老人保健施設、病院、診療所と密接な連携（自動車等で20分以内等）を確保する	病院又は、診療所と同一敷地内にあるか、又は隣接する
一般原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準省令、建築基準法、消防法等を遵守し、日照、採光、換気、保健衛生及び防災等について万全を期すこと</li> <li>・環境、立地についてはばい煙、騒音、振動、交通、水利の便等を考慮すること</li> </ul>		
療養室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1室の定員4人以下</li> <li>・入所者1人あたりの床面積は8㎡以上</li> <li>・寝台、収納、ナースコールの設置</li> <li>・地階不可、1以上の出入口</li> <li>・洗面所、収納に要する床面積は基準面積に含めてよい</li> </ul>		
診察室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師が診察を行うのに適切なもの</li> </ul>		
機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者1人あたり1㎡以上</li> <li>・必要な器械、器具を備えること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40㎡以上</li> <li>・必要な器械、器具を備えること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40㎡以上</li> <li>・必要な器械、器具を備えること</li> </ul>
談話室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者、家族が談話を楽しめる広さ</li> <li>・ソファ、テレビその他の教養娯楽設備を設置</li> </ul>		
食堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者1人あたり2㎡以上</li> </ul>		
浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体の不自由な者に適したものとすること</li> <li>・一般浴槽に加え特別浴槽を設けること</li> <li>・ストレッチャー等の移動に支障を来たさない構造設備</li> </ul>		
3 レクリエーションルーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レクリエーションを行うために十分な広さ、設備を備えること</li> </ul>		
施設 洗面所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養室のある階ごとに設置</li> </ul>		
便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養室のある階ごとに設置</li> <li>・ブザー、常夜灯等の設置</li> </ul>		
サービスステーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養室のある階ごとに療養室に近接して設置</li> </ul>		
調理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒、保管、防虫・防鼠設備</li> </ul>		
洗濯室又は洗濯場			
汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の施設と区別された一定のスペースを有すれば足りる</li> </ul>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練室、談話室、食堂及びレクリエーションルームを区画せず、一つのオープンスペースとして良いが、全体の面積は各基準面積を合算したもの以上とすること</li> <li>・焼却炉、浄化槽、その他汚物処理施設及び便槽を設ける場合は、療養室、談話室、食堂、調理室から相当の距離をとること</li> <li>・病院、診療所と併設（同一敷地、公道を挟んで隣接）している場合、双方の施設基準を満たし、双方の入所者に支障がない場合に限り療養室、診察室を除き施設を共用することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体施設を利用することにより、入所者等の処遇が適切に行われると認められれば、調理室、選択室又は洗濯場及び汚物処理室を有しないことができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、入所者等の処遇が適切に行われると認められれば、療養室及び診察室を除く施設を有しないことができる</li> </ul>
その他設置が望ましい施設	家族相談室、ボランティアルーム、家族介護教室		

		従来の介護老人保健施設	小規模介護老人保健施設	
			サテライト型小規模介護老人保健施設	医療機関併設型小規模介護老人保健施設
		—	同一法人による介護老人保健施設、病院、診療所と密接な連携（自動車等で20分以内等）を確保する	病院又は、診療所と同一敷地内にあるか、又は隣接する
4 構造設備	建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の療養生活のために使用する建物は耐火建築物</li> <li>・療養室等が2階以上及び地階になれば準耐火建築物でよい</li> </ul>		
	エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養室が2階以上にある場合、1台設置</li> </ul>		
	階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養室が2階以上にある場合、屋内直通階段を1ヶ所設置</li> <li>・療養室が3階以上にある場合、2ヶ所以上の避難階段を設置</li> <li>・手すりを設けること（原則、両側に）</li> </ul>		
	廊下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅1.8m以上、中廊下は2.7m以上（内法により、手すりを含む）</li> <li>・手すりを設けること（原則、両側に）</li> <li>・常夜灯を設けること</li> </ul>		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子、ギャッチベッド、ストレッチャー等の設置</li> <li>・車椅子等の移動用に段差等はなくす</li> <li>・家庭的な雰囲気（木製製品、絵画、鉢植、本棚、音響設備、理美容設備）</li> <li>・消防設備、その他非常災害設備の設置</li> <li>・病院等と同一建物とする場合は表示等により区分を明確にすること</li> <li>・入所者が直接利用する施設を病院等と同一階に設けることは認められない</li> <li>・非常災害に備え、入所者及び従業員の3日間の生活に必要な食料及び飲料水の備蓄に必要なスペースを確保すること</li> </ul>		